

環境情報開示の発展

—— 富士フィルムの環境報告書 ——

木 村 眞 実
桂 木 健 次

Key words : corporate social responsibility, green policy, sustainability report, social aspects, employee

1. はじめに

近年、「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」の取組が活発化している。元来日本においては「江戸時代の商家の家訓に現在のCSRに通じるものが見受けられる」¹と言われ、1970年代では「企業の社会的責任は、一方において企業の利害関係者に対し、その経済的福祉の増進をはかるとともに、他方において従業員の健康の維持増進、公害の除去ないし予防、地域住民の福祉の増進をはかることも要求され²」ていたという。さらに、近年の企業のグローバル化に伴い、企業による倫理観に欠けた不祥事を受けて社会的責任を問う³流れが強くなり、誠実な企業を選別して投資するという社会責任投資⁴を行うグループさえ活動し⁵、さらにISOによるCSRの規格化も進行している⁶。我が国においては、2004年4月に経済産業省が「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」⁷を、環境省は同年9月に「社会的責任（持続

1 岡本 [2004], pp.28-35。

2 阪本 [1978] 参照。

3 高ほか [2003], pp.9-10。

4 SRI (Socially Responsible Investment) と言われる。

5 秋山をねほか [2004], pp.12-23。

6 高ほか [2003], pp.46-59。

7 環境省 [2004a] 参照。

可能な環境と経済)に関する研究会」⁸を開催し成果を公表している。そして、先進的な企業によるCSRの取組事例が報告されてきているが⁹、これらの流れは、「社会的責任」として、概念化が試みつつあるものと理解することができる。

この概念化の流れにそって、企業が外部利害関係者、いわゆるステークホルダーへ情報を提供する手段である「環境報告書」も、「CSR」のなかにとりこまれてきている。事業者の環境配慮等の状況を記述した「環境報告書」は、CSRというコンテキストにそって、「社会・環境報告書」へと変化し、さらに「サステナビリティレポート」や「CSRレポート」というタイトルがしめすように環境保全のみならず社会との共生のあり方や人事労務面などまでも拡充して報告開示する事例が増加している¹⁰と言われる。しかし他方で、CSRとは何かが結論を見ない中で、CSRを推進するための部署を設置する企業が相次いでおり、実際、CSRとして何をすべきなのかについて、多くの企業が模索中だと言える¹¹との指摘があるほか、「CSRブーム」というフレーズ¹²も造られ、企業が流行に飛びついて「CSR」を打ち出したのではという指摘もある。

近年の我が国におけるCSRという社会的コンテキストの形成過程のなかで、企業がどのような情報開示を行っているのかは、これからの社会的責任の概念化の方向の理解のためにも有益と考える。本稿では、一つのケースとして、富士写真フイルム株式会社（以下、富士フイルムという）を対象に同社の環境報告書を、情報開示の初期版から最新版までを考察する。というのは、同社が発行した2004年版の環境報告書「富士フイルム社会・環境レポート2004」が第8回環境コミュニケーション大賞¹³の環境報告優秀賞を受賞しており、その意味

8 経済産業省 [2004] 参照。

9 日本規格協会 [2004], pp.51-233。

10 魚住・福島 [2004] 参照。

11 田中太郎 [2005], p.16。

12 同上。

13 http://www.gef.or.jp/eco-com/about_8th_ecom.pdf参照。環境報告書環境コミュニケーション大賞とは、財団法人 地球・人間環境フォーラムが主催し、優れた環境報告書等や環境コマercialを表彰するものであり、後援は環境省・毎日新聞社・日本経済新聞社である。

で同社が発行する環境報告書は我が国を代表する報告書の一つとして考えられること、同社は2000年から環境報告書を開示しており、情報としてある程度の蓄積量があること、そして一企業の環境報告書について開示当初からの経年比較は筆者が知る限り行われていないからである¹⁴。以下では、富士フィルムにおいて、「環境方針」を柱とした「CSR」が如何に構築されてきたかの検証を試みることにより、社会的責任の概念化の一端をさぐってみたい。

2. 社会的責任と社会・環境対策、情報開示の関係

企業はCSRの名の下で、なぜ経営上の問題のみならず社会・環境対策を行い、さらに環境報告書等によって社会・環境対策に関する情報開示を行うのか、ということに若干の検討を加えたい。

まず、CSRについて、高ほか [2003]¹⁵は「企業が、市民、地域及び社会を利するような形で、経済上、環境上、社会上の問題に取り組む場合のバランスのとれたアプローチ」とし、田中 [2005]¹⁶は、欧州委員会「EUホワイトペーパー」(2002年)と経済同友会の2003年第15回企業白書『「市場の進化」と社会的責任経営』及び富士ゼロックス小林陽太郎会長によるCSRに関する定義・見解から、CSRを「企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展を目指して、経営戦略の中核に位置づけ、さまざまなステークホルダーとの相互交

14 比較可能性の観点から行われた考察として、例えば、國部ほか編 [2000] 第5章は、家電・建設・自動車業界の業界毎に5社または6社の記載内容を対象とし、それらの企業の1997年度版(一部1998年度版を含む)環境報告書から16項目の記載内容を取り上げて、企業間比較の可能性を考察し、情報量の格差、データ単位の相違、専門用語の難解さ、不明確な対象範囲、という企業間比較の観点から環境報告書の課題を明らかにした。また、國部・平山編 [2004] 第3章は、自動車・ビール・化学工業界の業界毎に、3社または4社の記載内容を対象とし、それらの企業の環境報告書から8項目の記載内容を取り上げて3年(2000年度版から2002年度版)の経過で、企業間比較の可能性を考察した。そして、自動車業界では2002年度版にて比較可能性が確保され、ビール業界では2000年度版から、化学工業界では2002年度版から企業間比較が行い易くなったことを述べている。しかし、いずれも一企業の記載内容全てを経年で調査・分析するものではない。

15 高ほか [2003], p.11。

16 田中宏司 [2005], p.22。

流を深め、経済・環境・社会問題について、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組み」と述べている。

また、環境省主催の「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会」¹⁷では、欧州委員会が発行した「グリーンペーパー：CSRのための欧州の枠組みの促進」とWBCSD（The World Business Council on Sustainable Development：持続可能な発展のための世界経済人会議）及び米国で事業活動を行う企業のCSR推進を支援する民間団体BSR（Business for Social Responsibility）によるCSRの定義をふまえ、「CSRの内容は広範な利害の融合の産物であり、その内容は主としてステークホルダー参加の範囲および適切性に左右され、また、記述するために使用される用語および定義はかなりまちまちであり、企業の社会的責任に対する期待の幾つか——例えば、人権の尊重——は普遍的であるものの、CSRが実際にどのように実践されるかは多様であり、法制、既存の制度、社会・文化的背景、環境条件、その他さまざまな要因を反映する」¹⁸とまとめている。そして「会社はその株主に対して責任があるだけでなく、より広い各主体に対して責任を負うという考え方は、本研究会の暗黙の共有認識として存在したと思われる。そのうえで、CSRとは各主体に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れる企業行動を指し、具体的にはその活動によって影響を受ける各主体とのコミュニケーションに重点がおかれる」¹⁹と述べている。

以上の見解から、CSRのもとでは企業が株主のみならず広い各主体（市民や地域そして社会）に対しての責任を持ち、CSRとは企業が各主体に及ぼす影響（影響は経済・環境・社会問題で顕在化）に関して各主体とコミュニケーションを図る取組みであるということができよう。

國部 [1996] は「情報」を主眼として「環境報告書を要求する論理と提供す

17 環境省 [2005a], pp.5-7。環境省HP <http://www.env.go.jp/policy/report/h17-04/houkoku.pdf> 参照。

18 上述書, p.6。

19 上述書, p.7。

る論理」を論じている。

まず環境報告書を要求する論理として、会計学の領域で生まれた理論である意思決定有用性理論とアカウントビリティ理論をあげている。前者は、「企業は利害関係者に意思決定のために必要な環境情報を提供すべきだ」という論理であり、情報の質を問題としている。後者は、「企業は利害関係者に環境報告を行う責任（アカウントビリティ）がある」という論理であり、情報を提供すること自体を問題としている²⁰。そして、環境情報はその情報の質が、財務情報のように法律等で保たれてはいないため、後者のアカウントビリティ関係を前提としてはじめて意思決定有用性が問題になるという構図が重要であるということを指摘している²¹。

そして環境報告書を提供する論理として、正統性理論をあげている。「情報開示という行為の本質には情報のバルネラビリティが存在している」つまり、情報を提供することにより、情報を提供しない状況に比べて他者から攻撃を受けやすくなる。それなのに情報を自ら提供するのは、何らかの外部からの圧力が作用しているためと想定されるからである。國部 [1996] は「外部からの圧力に対応して情報を提供する行為を説明する理論」つまり正統性理論により、環境報告書の提供という情報開示行為も、企業が自らの正当性を、社会に対して確保する行為として説明することが可能となると論じている。

また、山上 [1996] は、「社会関連会計」の理論構築について言及するなかで、企業の「社会への報告」とは企業が社会への何らかの責任を持っているから必要になるものと述べ、企業がもつ責任とは説明責任（アカウントビリティ）であり、報告によってその責任は解除されると述べる。そして、社会関連会計は「アカウントビリティ」を中心に構築されており、近年、その拡充の方向にあり、従来の株主や債権者に対して持っていた「財務的なアカウントビリティ」からそれ以外の諸利害関係者に対して迄責任対象を拡充しているとともに、従

20 國部 [1996], p.55.

21 同上。

来の会計形式から非会計形式（物量・叙述）へと拡充されているという。

なお、そのような「アカウントビリティの拡充」には、「ピアース・レポート」(D.Pearce et al., Blueprint for a Green Economy.1989) が提起した「資本の分類」を会計領域に適用したR.Grayらの重要な示唆があると指摘している²²。

3. 環境報告書とは

環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』による²³と、環境報告書とは、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するためのもので、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、広く社会に対して定期的に公表・報告するものである²⁴。

環境報告書の発行企業数は、國部・平山編 [2004]²⁵の調査によると東証一部上場企業においては表3-1の通りである。なおこの調査は、東証一部上場企業のすべてについて、彼らが定義する環境報告書の定義²⁶に該当した環境報告書を、環境報告書発行企業数にカウントしている。

22 山上達人 [1996], pp.183-202。

23 環境省 [2004b], p.7。

24 環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』が発表される以前に、水口 [2003] (pp.145-148)はガイドラインの存在にも関わらず環境報告書が企業評価の情報として十分に機能しないのはなぜか、それは、環境報告書の本質的な機能についてコンセンサスが固まっていない、「二重構造」の状態にあるから、と述べ、コミュニケーションツールとしての環境報告書と、企業評価の基礎となる情報を提供するための環境報告書、この両者を区別してこなかったために、環境報告書の機能についてコンセンサスが固まらず、企業評価の情報として十分に機能しないのである、という指摘をしている。水口 [2003]が指摘する「二重構造」が環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』の環境報告書の定義となっているのは気のせいだろうか。

25 國部・平山編 [2004], pp.24-49。

26 冊子であれWEBでの公開であれ、いかなる名称のもので、次の2要件を満たすモノを分析対象としている。①環境関連の何らかのパフォーマンスデータが載っていること。②発行時期が記載されているか、あるいは何年に発行されたかが明確に推定されること。國部・平山編 [2004], pp.24-25。

表3-1 環境報告書発行企業数

	東証一部上場企業数	環境報告書発行企業数 (上場企業数に占める割合)
2000年	1,409	236 (17%)
2001年	1,474	297 (20%)
2002年	1,496	372 (25%)

出所：國部・平山編 [2004] p.27 より作成。

また、環境省の『環境にやさしい企業の行動調査²⁷』によると環境報告書の発行企業数は、表3-2の通りである。なお、この調査は、東京・大阪及び名古屋証券取引所第1部及び第2部上場企業2,630社（2004年度）、そして従業員500人以上の非上場企業及び事業所3,753社（2004年度）へアンケート調査票を送付し、返信用封筒または指定のウェブへのアクセスにて回答を依頼するという回収方法がとられている。

表3-2 環境省企業行動調査総括

	アンケート回収数		作成していると回答した企業数	
	上場(回収率)	非上場(回収率)	上場企業	非上場企業
			(括弧内は回答企業数に占める割合)	
2001年度	1,291 (48.8%)	1,607 (43.2%)	386 (29.9%)	193 (12.0%)
2002年度	1,323 (49.8%)	1,644 (44.0%)	450 (34.0%)	200 (12.2%)
2003年度	1,234 (46.2%)	1,561 (42.4%)	478 (38.7%)	265 (17.0%)
2004年度	1,127 (42.9%)	1,397 (37.2%)	510 (45.3%)	291 (20.8%)

出所：環境省 [2004c] [2005b] より作成。

上場企業数にしめる環境報告書作成の割合をみると、國部・平山編 [2004] と環境省の間には開きがあり、環境省のほうが約10ポイント高めである。これは環境報告書を作成している企業は積極的にアンケートに回答したとも考えられるためであり、環境省の上場企業数にしめる環境報告書作成の割合はやや割り引いて考えた方がよいと思われる。しかし、いずれの調査でも、発行企業数は増加傾向にあると考えることが可能であろう。

27 環境省 [2004c] [2005b] 参照。

4. 環境報告書の変遷

4. 1 タイトル

表 4-1 タイトルの変遷

タイトル	「富士フィルム環境レポート/2000年版」	「富士フィルム環境レポート (1999年度データシート)」	「富士フィルム環境レポート/2001年版」	「富士フィルム環境レポート/2002年版」	「富士フィルム社会・環境レポート2003」	「富士フィルム社会・環境レポート2004」
シンボル	RC	RC	RC	RC	FUJIFILM group Green Policy	(無し)

出所：富士フィルム [2000a] [2000b] [2001] [2002] [2003] [2004] より作成。

富士フィルムは1996年から環境報告書を発行している。筆者が同社のホームページからダウンロードできた報告書は2000年3月発行から2004年9月発行までであった。従って本稿における環境報告書の調査は2000年度版から執筆時点(2005年8月)にて最新版2004年度版を対象とする。

表4-1のように、環境報告書のタイトルはシンボルマークと共に大きく改称された。同社の「環境方針」はシンボルマーク化され、環境報告書の表紙に印刷されている。この「RC」とは「Responsible Care方針」を指し(詳細は後述)、「FUJIFILM group Green Policy」とは環境方針の名称である(詳細は後述)。なお、「富士フィルム環境レポート (1999年度データシート)」は、2000年度版発行後に発行されたもので、2000年度版に記載されなかった環境会計情報等を補うために発行された²⁸。

4. 2 記載項目

筆者は、「記載項目調査表」を作成し、環境報告書がどのような情報を提供してきたのかを整理した。同調査表は5分野25項目34細目のチェック項目を設け、このうち5分野25項目は環境省『環境報告書ガイドライン (2003年度版)』が環境報告書に記載することが重要と考える「環境報告書の記載項目」と同じであり、そして25項目のうち、さらに明確な記載(対象組織, 対象期間, 社会・経済・環境の分野, 数値および記述)が必要と考えられる細目を設けた。

2000年3月から2004年9月までに発行された富士フィルムの環境報告書の記

28 2004年12月の同社CSR推進部へのヒアリングより。

載内容を上述の「記載項目調査表」にもとづいてチェックした結果は、表4-2である。なお、各欄の数字は記載頁数であり、網掛け枠はその項目の記載が始まった年である。

記載項目調査の結果から、2000年度版環境報告書において、『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』で記載することが重要と考えられる項目のほぼ全てを記載し、2000年度版から最新の2004年度版まで、ほぼ同じ項目が記載されていることが明らかとなった。

この調査結果からすると、2000年度版以後の環境報告書は、毎年同じ内容を記載し、年々環境報告書の厚みが増している²⁹。記載頁数に着目すると、記載が開始された年度の頁数と比較し、かなりボリュームの増加した項目として「(25)社会的取組の状況」があげられる。

29 表紙を含めて2000年度版は23頁、2001年度版は44頁、2002年度版は41頁、2003年度版は62頁、2004年度版は96頁である。頁数は増える傾向にあると言える。

表4-2 記載項目調査結果

記載項目調査表（環境省ガイドライン[2003年度版を参考]	2000年度版（1999年度データ） （総頁数23頁（6頁））	2001年度版 （総頁数44頁）	2002年度版 （総頁数41頁）	2003年度版 （総頁数82頁）	2004年度版 （総頁数96頁）
1 基本的項目					
(1)経営責任者の発言（総括及び誓約を含む）	1,2	1	3	1	2,3
(2)報告に当たっての基本的要件 対象組織（※NPO等） 対象期間 対象分野（経済・社会・環境）	表紙裏 表紙裏 表紙裏 表紙裏	表紙裏 表紙裏	表紙裏 表紙裏	表紙裏 表紙裏 表紙裏	表紙裏 表紙裏 表紙裏
(3)事業の概要	8（表紙裏）	2	2	2,3	10,11,12,13
2 事業活動における環境配慮の方針・目標・実施策の総括					
(4)事業活動における環境配慮の方針	5,6,7,8	6,8	4,5,38	4,5,6,7,8,9	16,17,18,19,20,21,24,25
(5)事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実施等の総括（全体を一覧形式で示したもの）	4	4	7,37	6,9,12,13	6,7
(6)事業活動のマテリアルバランス		5	1	18,19	56,57
(7)環境会計情報の総括	2（3）	18,17	20,21	14,15,16,17	30,31
3 環境マネジメントに関する状況					
(8)環境マネジメントシステムの状況	9,10,15	7,9,10,11,15	8,9,10,11	20,21,22,23	28,27,28,40,41,86
(9)環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況	8（4）	12	22	34	42
(10)環境に配慮した新技術等の研究開発の状況	15（4）	14,29	12,16,17	26,32	39,39
(11)環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	11,13,14,フナト附録の添付	35,36,38フナト用紙の添付	17,18,19,フナト用紙の添付	4,5,10,11,33,47,51,52フナト用紙の添付	4,5,22,23,39,49,70,73,89,フナト用紙の添付
(12)環境に関する規程遵守の状況	18（2）	24,26	19	51	38
(13)環境に関する社会貢献活動の状況	19,14,21	37,39	34,35	51,52,53	70,71,72,75,76,77
4 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況					
(14)廃棄物発生投入量及びその低減対策	数値 記述 18（3） 18（3）	5,23 23	1,23 23	18,19,35 35	58,57,62 62
(15)総発電投入量及びその低減対策	数値 記述 18（2） 18（2）	5,25 23	1,22 23	18,19,34 35	46,56,57 46
(16)高圧変換投入量及びその低減対策	数値 記述 18（2） 18（2）	5,25 22	1,22 23,26	18,19,35 38	56,57,62,66 62,63,66
(17)温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策	数値 記述 18（1） 18（1）	5,23,25 22	1,23,26 23,26	18,19,35,38 38	56,57,62,66 62,63,66
(18)化学物質排出量・移動量及びその低減対策	記述 17（1） 14,17,19（1）	18,19 18,35	24,25,27 19,24,27,32	36,37 36,39,46	61 48,60,67
(19)総製造生産量又は販売量	数値 記述 17（4） 17（4）	4,19 5,21	1,22 1,28	18,19,34 18,19,40	46,56,57 56,57,68
(20)廃棄物等総排出量、廃棄物削減割合及びその低減対策	記述 記述 17（4） 17（4）	5,21 20,21	1,28 28	18,19,40 40	56,57,68 68,69
(21)総排水量及びその低減対策	数値 記述 18（2） 18（2）	5,25 26	1,28 26	18,19,35,38 35,38	56,57,65,66 63,66
(22)輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策	記述 記述 8（4） 8（4）	5 12	1,28 22	18,19,41 34	56,57,64 43
(24)環境負荷の低減に関する商品、サービスの状況	15+18,20	13,27,28,29,31,32,33,34	13,14,15,29,30	24,25,27,28,29,30,31,41	32,33,34,35,36,37,44,45,65
5 社会的取組の状況					
(25)社会的取組の状況	6	26	31,32,33	44,45,48,48,49	47,50,51,54,55,76,79,80,81,82,83
上記項目に該当しない頁と内容	20：環境投資 21：表彰 22：受賞 23：第三者検証意見書 ※括弧の中は1999年度データの数値、なお1999年度データは2000年度版環境報告書のデータで補正するために作成された。	3：沿革 38：表彰 40：用語集 41：第三者検証意見書	6：沿革 38：第三者検証意見書 39：用語集	42-43：グループのパフォーマンス 44-45：第三者検証意見書 56-57：沿革 58：用語集 59：サイトデータ	表紙裏：対象読者 P-9：年表 14-15：中長期計画VISION75 29：CSR推進における経営側面を取り組み 50-63：取引先とのコミュニケーション 68-69：工場のとらぐみ 84：社会貢献活動と環境活動のあゆみ 87：評価、表彰 90-91,92：第三者保証

出所： 国部・平山編 [2004] と環境省ガイドライン[2004] を参考とし、富士ファイル [2000a] [2000b] [2001] [2002] [2003] [2004] より作成。

4. 3 社会的取組の状況

「社会的取組の状況」の経年の記載内容の項目等をまとめたものが表4-3である。

1999年度版データシートから労働安全衛生が記載され、2002年度版から製品の安全管理の記載が始まり、翌2003年度版からは社内教育や雇用状況など、社員との関係についての記載が始まっている。記載が始まった内容は、翌年以降も継続して記載が続けられているため、新たな記載内容が付け加えられれば、頁数が増える傾向にある。年々加えられる新たな記載内容は、働く人の環境と働く人の能力のアップのための取組を示す内容である（表4-3 網掛け枠参照）。

表4-3 社会的取組の状況

版年度	報告書上のタイトル	内容	データ、図、方針など
2000年度版	(なし)	(なし)	(なし)
1999年度データ	労働安全データ	労働安全	労働災害発生率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働災害強度率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移
2001年度版	労働安全	労働安全	労働災害発生率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働災害強度率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移
2002年度版	社会的パフォーマンス	製品の安全管理 労働安全衛生	製品安全基本方針 重点実施事項 PL委員会の組織図 製品安全の3つのシステム 労働災害発生率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働災害強度率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働安全衛生の取組事例 2002年度の研修受講人数 社員の能力開発の一例
2003年度版	社員との関係	社員教育・研修の方法 社員の評価方法 育児・介護・ボランティアなどの休業制度 差別対策(セクハラ防止)	障害者雇用率 障害者雇用のための取組事例 労働災害発生率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働災害強度率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 製品安全基本方針 重点実施事項 PL委員会の組織図 製品安全の3つのシステム 顧客対応のためのコールセンター 顧客意見のフィードバック方法 ユニバーサルデザイン製品の一部
	お客様との関係	製品の安全管理 顧客対応のためのコールセンター ユニバーサルデザイン	製品安全基本方針 重点実施事項 PL委員会の組織図 製品安全の3つのシステム 顧客意見のフィードバック方法 ユニバーサルデザイン製品の一部
2004年度版	製品の安全管理	製品の安全管理	製品安全基本方針 PL委員会の組織図 製品安全の3つのシステム
	お客様とのコミュニケーション	顧客対応のためのコールセンター	顧客意見のフィードバック方法
	ユニバーサルデザイン	ユーザビリティ評価会	ユーザビリティ評価会の開催年表 社内啓発活動のコンテンツ一覧
	働きやすい職場づくり	従業員の雇用状況 障害者雇用の推進 高齢者雇用 育児・介護・ボランティアなどの休業制度 労使協調の関係 差別対策(セクハラ防止)	従業員内訳 勤続年数別構成比 採用人数の推移と職種内訳 従業員への意識調査 障害者雇用率の推移 高齢者雇用の新規雇用者数推移 介護休暇の取得者推移 労働安全衛生の取組事例 労使協議の実施状況 中央労使委員会の実施状況
	安心して働ける職場づくり	労働安全衛生	労働災害発生率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働災害強度率の製造業と化学工業と富士フィルムとの経年推移 労働安全衛生の取組事例
	社員の能力アップ	中期経営計画における人材像 社員教育・研修の方法	VISION75の人材の取組 社員の能力開発の一例 受講数の多い研修のランキング

出所：富士フィルム [2000a] [2000b] [2001] [2002] [2003] [2004] を調査。

4. 4 環境方針の変遷

富士フィルムでは、1993年に「環境アクションプラン’93 (EPA’93)」³⁰、1994年に「環境基本方針」が策定された。1999年には「環境基本方針」から「富士フィルムレスポンシブル・ケア方針（以下、レスポンシブル・ケア方針と称する）」に変更がされ、2002年には「レスポンシブル・ケア方針」に代えて「富士フィルムグループ グリーン・ポリシー（以下、グリーン・ポリシーと称する）」に変更がされた³¹。1999年に制定された「レスポンシブル・ケア方針」以降、環境方針が環境報告書上で開示されるようになった。

富士フィルムの環境方針は、基本方針を掲げ、そしてそれにもとづいて行動指針が策定され、より具体的に、重点実施事項と目標が定められている（表4-4参照）。環境方針は、2002年4月1日制定の「グリーン・ポリシー」から、その内容がかなり変更された（詳細は次節）。

30 富士フィルム [1993] 参照。

31 富士フィルム [2004], pp.84-85。

表4-4 環境方針の変遷

2000年度版環境報告書	富士フィルムレスポシブル・ケア方針	1999年に環境基本方針から代えて制定	基本方針	一人一人の社員、一つ一つの組織がレスポシブル・ケアに自主的・継続的に取組み、「環境・安全上健全であり続ける富士フィルム」を実現する。
			行動指針	(A)法律、及び当社が同意するその他の重要事項を遵守する。(B)製品ライフサイクルのすべての段階において、環境負荷低減及び安全の確保に努める。(C)無事故・無災害作業の確保に努める。(D)顧客サイドの環境保全及び安全の確保に役立つ適切な情報を提供する。(E)社会との適切なコミュニケーションを確保する。
			重点実施事項	(A)ISO14001に準じた管理体制の整備と充実。(B)環境・安全パフォーマンスの改善。(C)社会との適切なコミュニケーションの推進。
2001年度版環境報告書	2001年度富士フィルムレスポシブル・ケア方針	(2001年度改訂?)	基本方針	(上述の基本方針と同じ)
			行動指針	(A)環境、経済及び社会の各側面を総合的に配慮し、持続可能性確保に向けた施策に取り込む。(B)法律、及び当社が同意するその他の要求事項を遵守する。(C)原材料採取及び調達、生産、物流、製品使用及び製品廃棄を含むライフサイクルのすべての段階を視野に入れ、環境負荷低減及び安全確保に努める。(D)ゼロ・エミッションを實現する。(E)無事故・無災害作業を實現する。(F)積極的な情報提供に努めつつ、社外関係者との適切なコミュニケーションを確保し、パートナーシップを強化する。
			重点実施事項	1. ISO14001に準じた管理体制の整備と充実。2. 環境・安全パフォーマンスの改善。3. 社会関係との適切なコミュニケーションの確保とパートナーシップの強化。
2002年度環境報告書	富士フィルムグループグリーン・ポリシー	2002年4月1日富士フィルムレスポシブル・ケア方針に代えて制定	基本方針	“持続可能な発展”は21世紀の地球と人類にとって最重要課題である。環境の維持・改善がその基本であり、企業にとって最も重要な課題をなす。世界の富士フィルムグループ各社は、環境課題に対する確実で一歩先行した取り組みにより、企業体質・製品サービスにおける高い“環境品質”を實現することで顧客満足度を達成し、環境保全、経済成長、社会的責任の観点から総合的にプラスとなる経営を目指す。
			行動指針	1. 環境負荷低減と安全確保を次の3項目に留意して推進する。(1)企業活動の全てにわたって実施 (2)製品の全ライフサイクルにわたる実施 (3)経済的、社会的効果を総合的に考慮 2. 化学物質の管理レベルを高め、リスクを低減する。3. 法律及びグループ各社の自主規制、基準類、個別に同意した要求事項を遵守する。4. 協力会社とのパートナーシップと行政・業界活動への協力を強化し、地域活動に積極的に参加する。5. 環境課題への取り組み状況とその成果を、地域社会や行政等の社外関係者に積極的に情報開示し、良好なコミュニケーションを確保する。6. 社員教育の徹底を通じて意識向上を図り、環境課題に取り組む基盤を強化する。
			重点実施事項と目標	1. 環境効率の改善 2. 環境配慮設計 3. 廃棄物削減とゼロエミッション達成 4. 環境負荷低減と汚染防止 5. 化学物質管理のレベルアップ 6. グリーン購入・グリーン調達 7. 情報開示、情報提供 8. ISO14001マネジメントシステム構築と継続的改善 9. 社員教育の充実
2003年度環境報告書	富士フィルムグループグリーン・ポリシー	2003年4月1日改訂	基本方針	“持続可能な発展”は21世紀の地球、人類、企業にとって最重要課題である。世界の富士フィルムグループ各社は、環境・経済・社会の全ての面において確実で一歩先行した取り組みにより企業体質・製品サービスを高め、顧客満足度を達成すると共に、“持続可能な発展”に貢献する。
			行動指針	(上述の行動指針と同じ)
			重点実施事項と目標	(上述の重点実施事項と目標と同じ)
2004年度環境報告書	富士フィルムグループグリーン・ポリシー	2004年6月1日改訂	基本方針	(上述の基本方針と同じ)
			行動指針	1. 環境負荷低減と製品安全確保を次の3項目に留意して推進する。(1)企業活動の全てにわたって実施 (2)製品の全ライフサイクルにわたる実施 (3)経済的、社会的効果を総合的に考慮 2. 化学物質の管理レベルを高め、リスクを低減する。3. 法律及びグループ各社の自主規制、基準類、個別に同意した要求事項を遵守する。4. 協力会社とのパートナーシップと行政・業界活動への協力を強化し、地域活動に積極的に参加する。5. 環境課題への取り組み状況とその成果を、地域社会や行政、グループ各社従業員等の社外関係者に積極的に情報開示し、良好なコミュニケーションを確保する。6. グループ各社従業員教育の徹底を通じて意識向上を図り、環境課題に取り組む基盤を強化する。
			重点実施事項	1. 環境効率改善 2. 環境配慮設計 3. ゼロエミッションの継続 4. 環境負荷低減 5. 汚染防止 6. 化学物質管理強化 7. グリーン調達(原材料、部材、色材、サービス) 8. 情報開示、情報提供、コミュニケーション 9. ISOマネジメントシステムの構築と改善 10. 従業員教育の徹底

出所：富士フィルム [2000a] [2000b] [2001] [2002] [2003] [2004] から抜粋・要約。

4.5 環境方針と社会的取組の状況

「レスポシブル・ケア方針」から「グリーン・ポリシー」への変更によって、2003年度以降の「社会的取組の状況」の記載内容に変化が表れる。

レスポシブル・ケア³²とは、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の

32 レスポシブル・ケアの理念と現実については野見山・外川 [2002] を、地域社会との対話については木村 [2005] を参照。

開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至まで、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動³³であり、その意味から「レスポンシブル・ケア方針」には、化学物質の安全管理と、化学物質が持つリスクを社会へ情報公開しコミュニケーションをとること（リスク・コミュニケーション）がベースにある。

他方、「グリーン・ポリシー」は、「持続可能な発展」のために、富士フィルムが行うべきこと①トリプルボトムライン（環境面・社会面・経済面）を総合的に配慮する、②環境効率（＝製品・サービスの価値÷環境負荷値）を上げる、③製品の全ライフサイクルにわたり環境に配慮する、という3つのことを掲げており³⁴、化学物質のリスク・コミュニケーションを重視する「レスポンシブル・ケア方針」とは異なっている。

「レスポンシブル・ケア方針」から「グリーン・ポリシー」への変更の背景には2001年4月から施行された「資源有効利用促進法」の影響が想定される。経済産業省³⁵によると「我が国が持続的に発展していくためには、環境制約・資源制約が大きな課題となっており、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムから、循環型経済システムに移行しなければならない。この法律は(1)事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策を強化するとともに(2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）(3)回収した製品からの部品などの再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指して」いる。この「資源有効利用促進法」により、今まで「再生資源の利用の促進に関する法律（1991年制定）」では1R（リサイクル）の考え方であったのを3R（リデュース・リユース・リサイクル）へと変更された。

33 日本レスポンシブル・ケア協議会 [2003], p. 4。

34 富士フィルム [2002], p. 5。

35 経済産業者HP http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html参照。

「グリーン・ポリシー」のよとの富士フィルムの重点実施項目には、環境効率の改善、環境配慮設計、廃棄物削減とゼロエミッション達成、という、「資源有効利用促進法」を意識したと思われる項目が掲げられている。

また、「社会」や「CSR」への傾斜を反映してか、「グリーン・ポリシー」が本格的に環境ビジョンとして企業活動へ反映される2002年以降、環境報告書における「社会的取組の状況」はボリュームが増加している。労働安全衛生は勿論のこと、人権の尊重・差別撤廃、メンタルヘルス・ケアなど、従業員にとって働きやすい職場づくりに如何に取り組んでいるか、という内容に大きく変更している（表4-3参照）。

5. おわりに

本稿は、近年の我が国におけるCSRという社会的コンテクストの形成過程のなかで、企業がどのような情報開示を行っているのかが、これからの社会的責任の概念化の方向の理解のためにも有益と考え、一つのケースとして、富士フィルムの環境報告書を対象とし「環境方針」を柱とした「CSR」が如何に構築されてきたかの検証を試みるにより、社会的責任の概念化の一端を探ることを試みた。

環境報告書の記載内容を調査してみると、富士フィルムにおいては、「環境方針」の変更によって、「社会的取組の状況」の記載がボリュームを増していたことが明確となった。つまり「環境方針」により「社会的取組の状況」の範囲が拡大されていったと考えられる。このことから、富士フィルムを対象とし

36 2004年12月の同社CSR推進部へのヒアリングにおいて、環境報告書のマークが「RC」から「FUJIFILM group Green Policy」に変更されたことに関連して、「レスポンシブル・ケア」から「グリーン・ポリシー」に変えた理由について次のような回答をえた。「富士フィルムは多岐にわたる事業の性質から化学と一概に言えない。広く一般消費者に触れる機会も多いことから、RCという化学業界のみの狭い取組よりも、社会を考慮に入れたCSRへ傾斜している。勿論RCと決別したわけではなく、RC活動も継続していく。環境報告の考え方がRCからグリーン・ポリシーそしてCSRへと変化している。」

た考察によって、「環境方針」を柱とした「CSR」の概念化の一端を、「社会的取組の状況」を通してみる事ができたといえるであろう³⁷。

それでは現在、「CSR」はどのような動きにあるのだろうか。CSRは今、ISOでの規格化が進行している。2001年4月、ISO理事会においてCSRの規格化に係わる実現可能性についての調査実地の決議が行われ、その後、ISOはTMB（技術管理評議会）とSAG（CSR高等諮問委員会）を設置し、規格化が検討された。そして2004年SAGの報告書がとりまとめられ、同年6月、CSR国際会議がスウェーデン・ストックホルムにて開催され、各国のステークホルダー（産業界、労働者、消費者、NGO、政府）が出席し、ISOは第三者認証を目的としないCSRガイドラインを策定すべきことが支持された。そして2005年1月から本格的にSR（Social Responsibility）³⁸の規格化作業が開始され³⁹。2005年3月にはブラジルにてワーキンググループ第1回総会が、そして同年9月にはタイの第2回総会にて、社会的責任に関するガイダンス規格ISO26000の規格仕様書の検討⁴⁰が行われた⁴¹。SR規格は2007年発行から1年先送りされるが⁴²、この規格化は今後の企業経営へ影響すると思われる。というのはSRをISO14001が取り込む可能性が考えられるからである。1996年に発行された環境マネジメントシステム規格であるISO14001は、品質マネジメントシステム規格ISO

37 「環境方針」を柱として築かれた概念は、果たして「CSR」と言えるのだろうか。ASU Internationalによって伝えられた最近のニュースに、日本でも問題視されている個人情報漏洩に関するニュースがある。BT（プリティッシュ・テレコム社）は、昨年11月に開催された社会責任に関する会議、ビジネス・ソーシャル・レスポンシビリティ総会において、「CSR」の課題を定義した。それは、同社の事業に関わるリスク、具体的には病院において電子カルテ化に取り組んでいる事業に関して、情報漏洩を「CSR」のリスクとして捉えたのである。つまりこの事例が示すように、「CSR」とは、その企業自身が対処を要すると判断をしたこと、ではないだろうか。その意味では「環境方針」を柱として取り組むべき課題は「CSR」と想定できるであろう。

「世界最大のCSR会議、BSRその③ 個人情報漏洩問題 [2005年09月] ASUHP <http://www.asuinternational.com/back.html>参照。

38 2003年2月のTMBとSAGにおいて「社会的責任を負うのは企業だけではない」ということでSR(Social Responsibility)の呼称に変更された。財団法人日本規格協会HP http://www.jsa.or.jp/innational/innational09.asp?fn=sr/01_keii.htm。

39 CSR経営推進協議会HP <http://csr-bj.jma.or.jp/csr/b005.html>参照。

40 <http://www.jsa.or.jp/innational/pdf/ds-draft.pdf>参照。

41 日本経団連HP <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/csr/info006.html>参照。

42 経済産業省HP <http://www.meti.go.jp/press/0005367/0/040628csr.pdf>参照。

ISOHP <http://www.iso.ch/iso/er/commcentre/presse/eases/2005/Ref972.html>/参照。

9001（2000年に改訂済み）との両立性の向上と1996年版の文章の明瞭さの改善をねらいとして、2004年に改訂が行われた⁴³。そのためISO14001の1996年版で取得している企業等は、2004年版に移行しなくてはならない。そして2008年にSR規格が発行された場合、SRを取り込む形でISO14001の再改訂が行われると想定される。

また、森 [2004] のSR規格私案によれば、環境報告書のような「SR報告書」⁴⁴や、SRへの取組に対する効果を評価するために、今までの環境への取組に関する「環境会計」を環境以外のSRの分野にも拡張した「SR（CSR）会計」⁴⁵を想定している。

この動きに対し、富士フィルムへ質問⁴⁶をしてみると、次のような回答であった。SR規格化に向けて2001年（それ以前）から現在まで何らかの対応をしているのか、という問いには、「社内にSR規格化対応委員会を設置する、経団連を通じての発言（ロビー活動）等は致しておりません。が重大な関心を寄せています。」そして、CSR規格化に関する率直な意見を問うと、「（CSRの）ガイドラインの共通化には賛成。第三者認証制度は、形骸化した場合、企業の自由度を損ねたり、それぞれの事情を反映できないこともあり、反対です。」ということであった。まだまだ表だった活動はしていないようであるが、今後、環境報告書による情報開示で同社の取組が明確になるとと思われる。

参考文献

- 秋山をね、菱山隆二『社会的責任投資の基礎知識 誠実な企業こそ成長する』、岩波書店、2004年
魚住隆太、福島隆史「CSRを視野にいれた環境報告書の作成実務」『企業会計』56（8）、2004年
岡本亨二『CSR入門』、日本経済新聞社、2004年

43 http://www.mc.ccnw.ne.jp/s_hills/sub31.html参照。

44 森 [2004], p.124。

45 上述書, p.135。

46 2005年10月、同社CSR推進部よりメールにて回答を得た。

環境省「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会第1回議事次第」, 2004年(2004a)

環境省「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会報告書」, 2005年(2005a)

環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』, 2004年(2004b)

環境省『平成15年度環境にやさしい企業の行動調査』, 2004年(2004c)

環境省『平成16年度環境にやさしい企業の行動調査』, 2005年(2005b)

木村真実「化学業界の地域対話への取組－RCの事例－」『経済論究』, 2005年

経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会 議事要旨（第1回から第4回）」, 2004年

國部克彦, 平山健次郎編『日本企業の環境報告 問い直される情報開示の意義』, 財団法人省エネルギーセンター, 2004年

國部克彦, 梨岡英理子監修『環境会計最前線 企業と社会のための実施的なツールをめざして』, 財団法人省エネルギーセンター, 2003年

國部克彦, 富増克彦, 資源リサイクルセンター編『環境報告書の理論と実践 環境情報 開示をどう進めるか』, 財団法人省エネルギーセンター, 2000年

國部克彦「環境アカウンタビリティの社会的構築プロセス－環境報告書を要求する論理と提供する論理－」『国民経済雑誌』第174巻第2号, 1996年

國部克彦「2つの環境アカウンタビリティ: 環境報告書と環境会計」『産業と経済』第18巻第1号, 2003年

國部克彦『環境会計: 改訂増補版』, 新世社, 2000年

阪本安一「企業環境の変化と企業会計」『企業会計』30(12), 1978年

高巖, 辻義信, Scott T.Davis, 瀬尾隆史, 久保田政一『企業の社会的責任－求められる新たな経営観－』, 日本規格協会, 2003年

田中太郎「CSRブームは一時的か? 検証のための議論が盛んに」『日経エコロジー』(72), 2005年

田中宏司『CSR入門講座第1巻CSRの基礎知識』, 日本規格協会, 2005年

日本規格協会『CSR企業の社会的責任 事例による企業活動最前線』, 日本規格協会, 2004年

日本レスポンシブル・ケア協議会『レスポンシブル・ケアを知ってますか?』, 日本レスポンシブル・ケア協議会, 2003年

野見山里恵, 外川健一「レスポンシブル・ケア活動の理念と現実－山口県の化学産業での活動を事例として－」『廃棄物学会誌』13(5), 2002年

倍和博『CSR入門講座第4巻CSR会計を導入する』, 日本規格協会, 2005年

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム環境レポート2000年版』, 2000年(2000a)

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム環境レポート(1999年度データシート)』, 2000年(2000b)

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム環境レポート2001年版』, 2001年

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム環境レポート2002年版』, 2002年

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム社会・環境レポート2003』, 2003年

富士写真フイルム株式会社『富士フイルム社会・環境レポート2004』, 2004年

富士写真フイルム株式会社『環境アクションプラン'93(EPA'93)』, 1993年

水口剛「環境監査と環境報告」『岩波講座環境経済・政策学第8巻評価とマネジメント』, 岩波書店, 2003年

森哲朗『ISO社会的責任(SR)規格はこうなる』, 日化技連出版社, 2004年

山上達人『環境会計の構築－社会関連会計の新しい展開－』, 白桃書房, 1996年

提出年月日: 2005年10月15日